



# 宮 崎 県 公 報

平成28年 8 月29日 (月曜日) 第 2824 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更……………（障がい福祉課）	1
○有害興行の指定……………（こども家庭課）	1
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令（伐倒駆除等）……………（自然環境課）	1
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令（ “ ” ）	2

頁

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について……………（自然環境課）	2
○海面漁業の免許……………（水産政策課）	3
○土砂災害警戒区域の指定（2件）……………（砂防課）	3
○土砂災害特別警戒区域の指定（2件）……………（ “ ” ）	9
<b>公 告</b>	
○地区及び簿冊の認証（8件）……………（農村計画課）	13
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………（管理課）	14
<b>教育委員会告示</b>	
○宮崎県指定有形文化財の指定……………	16

## 告 示

### 宮崎県告示第 557号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成28年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
アイン薬局お	延岡市	株式会社お	アイン薬局	平成28年

おぬき店	おぬきタウ ン薬局	おぬき店	9月1日
------	--------------	------	------

### 宮崎県告示第 558号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成28年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
28年-21	映画	美人妻覚醒 破られた貞操	関根組 <オーピー映画>	平成28年 8 月18日
28年-22	映画	色慾怪談 ヌルっと入ります	荒木組 <オーピー映画>	
28年-23	映画	ワイセツ家族 Part II 巨乳嫁の性欲	池島組 <新東宝映画>	
28年-24	映画	めぐる快感 あの日の私とエッチして	渡邊（元）組 <オーピー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

### 宮崎県告示第 559号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成28年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 区域及び期間
  - (1) 区域  
県内一円
  - (2) 期間  
平成28年10月 1 日から平成29年 5 月20日まで
- 2 森林病虫害等の種類  
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 4 命令をしようとする理由  
1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項  
(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。  
(2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。  
(3) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。  
(4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。  
(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

**宮崎県告示第 560号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成28年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間市並びに児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおり

とする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成28年10月1日から平成29年5月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合は、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。

(4) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

**宮崎県告示第 561号**

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（平成28年宮崎県告示第495号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場

河野充、江野村松枝、甲斐保、高森富喜夫、高石清次郎、黒木アヤ子、黒木長助、小倉久信、小林定規、松尾岩太郎、上田

寿市郎、西村寿吉、西村長太郎、川口勇、田原吉彦弥、田村仁男、日高利美、福田芳吉

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成28年宮崎県告示第 495号によること。

宮崎県告示第 562号

平成28年8月1日付けをもって次のとおり海面漁業の免許をした。

平成28年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容	制限又は条件	存続期間
		住所	氏名又は名称			
区第20号	同左	延岡市島浦町874番地1	島浦町漁業協同組合	平成28年4月14日宮崎県告示第298号による公示内容のとおり	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 上記以外の制限又は条件については、下記のとおり。  記 1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が900平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：方形 規格：15メートル×15メートル 台数：4台 2 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。	平成28年8月1日から平成30年8月31日まで

宮崎県告示第 563号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	ととろ谷	10-203-1-037	土 石 流
	長尾谷川	10-203-1-038	土 石 流
	片田谷川	10-203-1-039	土 石 流
	下出野谷川	10-203-1-075	土 石 流
	池平谷川	10-203-1-076	土 石 流
	片田町（1）	10-203-2-019	土 石 流

片田町（2）	10-203-2-020	土 石 流
ウドケ谷川	10-203-2-047	土 石 流
日平沢	10-426-1-001	土 石 流
第一椎畑沢	10-426-1-002	土 石 流
第二椎畑沢	10-426-1-003	土 石 流
石上中谷川	10-426-1-043	土 石 流
石上沢	10-426-2-024	土 石 流
石上沢-新①	10-426-2-024-新①	土 石 流
中水流谷川	10-427-1-047	土 石 流
中水流谷川-新①	10-427-1-047-新①	土 石 流
音谷川	10-427-1-048	土 石 流

石原上谷川	10- 427- 1 - 049	土 石 流	小峰第 1	I - 1 - 1521	急傾斜地の崩壊
井出の谷川	10- 427- 1 - 050	土 石 流	小峰第 2	I - 1 - 1522	急傾斜地の崩壊
井出之谷川	10- 427- 1 - 051	土 石 流	小峰第 3	I - 1 - 1523	急傾斜地の崩壊
足久谷川	10- 427- 1 - 052	土 石 流	小峰第 4	I - 1 - 1524	急傾斜地の崩壊
カサの谷川	10- 427- 2 - 052	土 石 流	椎 畑	I - 1 - 1656	急傾斜地の崩壊
鹿の谷川	10- 427- 2 - 053	土 石 流	椎畑-新①	I - 1 - 1656-新①	急傾斜地の崩壊
石原谷川	10- 427- 2 - 054	土 石 流	椎畑-新②	I - 1 - 1656-新②	急傾斜地の崩壊
小橋北谷川	10- 427- 2 - 056	土 石 流	日平第 1	I - 1 - 1657	急傾斜地の崩壊
小橋南谷川	10- 427- 2 - 059	土 石 流	石 上	I - 1 - 1672	急傾斜地の崩壊
原場迫谷川	10- 427- 2 - 060	土 石 流	西 脇	I - 1 - 1688	急傾斜地の崩壊
原場迫谷川 -新①	10- 427- 2 - 060 -新①	土 石 流	瀬 口	I - 1 - 1740	急傾斜地の崩壊
原場迫谷川 -新②	10- 427- 2 - 060 -新②	土 石 流	田 ノ 上	I - 1 - 1745	急傾斜地の崩壊
多良田小谷 川	10- 427- 2 - 061	土 石 流	牧	I - 1 - 1746	急傾斜地の崩壊
平野谷川	10- 427- 2 - 062	土 石 流	栗 木	I - 1 - 1750	急傾斜地の崩壊
平野谷川- 新①	10- 427- 2 - 062 -新①	土 石 流	猪 島	I - 1 - 1751	急傾斜地の崩壊
平野谷川- 新②	10- 427- 2 - 062 -新②	土 石 流	片田第 2	I - 1 - 2184	急傾斜地の崩壊
猪の島谷川	10- 427- 2 - 063	土 石 流	足 久	I - 1 - 2243	急傾斜地の崩壊
猪の島谷川 -新①	10- 427- 2 - 063 -新①	土 石 流	小峰第 5	I - 1 - 3582	急傾斜地の崩壊
白ヶ谷川	10- 427- 2 - 064	土 石 流	小峰第 6	I - 1 - 3583	急傾斜地の崩壊
荒谷沢川	10- 427- 2 - 065	土 石 流	小峰第 7	I - 1 - 3665	急傾斜地の崩壊
足久川	10- 427- 2 - 066	土 石 流	板上 - 1	I - 1 - 3683	急傾斜地の崩壊
愛宕第 3	I - 1 - 1434	急傾斜地の崩壊	板上 - 1 - 新①	I - 1 - 3683-新①	急傾斜地の崩壊
愛宕第 3 - 新①	I - 1 - 1434-新①	急傾斜地の崩壊	白木 - 1	I - 1 - 3697	急傾斜地の崩壊
			白木 - 1 - 新①	I - 1 - 3697-新①	急傾斜地の崩壊
			多 良 田	II - 1 - 1690	急傾斜地の崩壊
			多良田-新 ①	II - 1 - 1690-新①	急傾斜地の崩壊

多良田-新②	II-1-1690-新②	急傾斜地の崩壊	瀬口-3-新①	II-1-7824-新①	急傾斜地の崩壊
多良田-新③	II-1-1690-新③	急傾斜地の崩壊	白木-2	II-1-7825	急傾斜地の崩壊
多良田-新④	II-1-1690-新④	急傾斜地の崩壊	足久-2	II-1-7826	急傾斜地の崩壊
片田第4	II-1-2186	急傾斜地の崩壊	足久-3	II-1-7827	急傾斜地の崩壊
高野第11	II-1-7452	急傾斜地の崩壊	中村下-1	II-1-7828	急傾斜地の崩壊
高野第12	II-1-7453	急傾斜地の崩壊	石原-1	II-1-7829	急傾斜地の崩壊
高野第13	II-1-7454	急傾斜地の崩壊	中 村	II-1-7830	急傾斜地の崩壊
沖田第5	II-1-7499	急傾斜地の崩壊	中村下-2	II-1-7831	急傾斜地の崩壊
片田第6	II-1-7503	急傾斜地の崩壊	石原-2	II-1-7832	急傾斜地の崩壊
片田第7	II-1-7504	急傾斜地の崩壊	石原-2-新①	II-1-7832-新①	急傾斜地の崩壊
片田第8	II-1-7505	急傾斜地の崩壊	平 野	II-1-7833	急傾斜地の崩壊
高野第14	II-1-7605	急傾斜地の崩壊	平野-新①	II-1-7833-新①	急傾斜地の崩壊
小峰第8	II-1-7630	急傾斜地の崩壊	寺尾ノ下-1	II-1-7834	急傾斜地の崩壊
板上-2	II-1-7656	急傾斜地の崩壊	糸 手	II-1-7835	急傾斜地の崩壊
板上-3	II-1-7657	急傾斜地の崩壊	多良田-1	II-1-7892	急傾斜地の崩壊
板上-3-新①	II-1-7657-新①	急傾斜地の崩壊	多良田-1-新①	II-1-7892-新①	急傾斜地の崩壊
板上-4	II-1-7658	急傾斜地の崩壊	多良田-2	II-1-7893	急傾斜地の崩壊
楨峰-3	II-1-7673	急傾斜地の崩壊			
足久-1	II-1-7820	急傾斜地の崩壊			
足久-1-新①	II-1-7820-新①	急傾斜地の崩壊			
荒 谷	II-1-7821	急傾斜地の崩壊			
瀬口-1	II-1-7822	急傾斜地の崩壊			
瀬口-2	II-1-7823	急傾斜地の崩壊			
瀬口-3	II-1-7824	急傾斜地の崩壊			

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び延岡土木事務所へ備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 564号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日向市	比良1	I-1-3441	急傾斜地の崩壊

	比良 1 - 新①	I - 1 - 3441 - 新①	急傾斜地の崩壊		曾 ノ 田	I - 1 - 1160	急傾斜地の崩壊
	山 下	II - 1 - 6407	急傾斜地の崩壊		西 の 園	I - 1 - 1161	急傾斜地の崩壊
	山下 - 新①	II - 1 - 6407 - 新①	急傾斜地の崩壊		神 舞	I - 1 - 1162	急傾斜地の崩壊
	山下 - 新②	II - 1 - 6407 - 新②	急傾斜地の崩壊		丸 尾	I - 1 - 1163	急傾斜地の崩壊
	権現原 1 - 新①	II - 1 - 6418 - 新①	急傾斜地の崩壊		下 の 内	I - 1 - 1164	急傾斜地の崩壊
	中ノ別府 1	II - 1 - 6438	急傾斜地の崩壊		幸 谷	I - 1 - 1165	急傾斜地の崩壊
	中ノ別府 2	II - 1 - 6439	急傾斜地の崩壊		小 切 畑	I - 1 - 1166	急傾斜地の崩壊
	中ノ別府 3	II - 1 - 6440	急傾斜地の崩壊		梅 ノ 木	I - 1 - 1184	急傾斜地の崩壊
門 川 町	幸 谷 川	09 - 421 - 1 - 002	土 石 流		長 峰	I - 1 - 1187	急傾斜地の崩壊
	神舞谷川 1	09 - 421 - 1 - 007	土 石 流		枝	I - 1 - 1189	急傾斜地の崩壊
	尾地ヶ谷川	09 - 421 - 1 - 009	土 石 流		中村 (二)	I - 1 - 1195	急傾斜地の崩壊
	上小切畑谷川	09 - 421 - 1 - 011	土 石 流		曾 の 田 1	I - 1 - 3445	急傾斜地の崩壊
	熊毛田川	09 - 421 - 1 - 012	土 石 流		曾 の 田 2	I - 1 - 3446	急傾斜地の崩壊
	受谷川 1	09 - 421 - 1 - 021	土 石 流		尾 地 ヶ 谷	I - 1 - 3475	急傾斜地の崩壊
	受谷川 2	09 - 421 - 1 - 022	土 石 流		熊毛田 1	I - 1 - 3476	急傾斜地の崩壊
	小切畑谷川	09 - 421 - 2 - 004	土 石 流		熊毛田 2	I - 1 - 3477	急傾斜地の崩壊
	神舞谷川 2	09 - 421 - 2 - 016	土 石 流		中 村	II - 1 - 1188	急傾斜地の崩壊
	上井野谷川 1	09 - 421 - 2 - 017	土 石 流		幸 谷 1	II - 1 - 6486	急傾斜地の崩壊
	九 の 方	09 - 421 - 2 - 018	土 石 流		小 切 畑 1	II - 1 - 6490	急傾斜地の崩壊
	上井野谷川 2	09 - 421 - 2 - 019	土 石 流		受 1	II - 1 - 6491	急傾斜地の崩壊
	熊毛田谷川	09 - 421 - 2 - 020	土 石 流		受 2	II - 1 - 6492	急傾斜地の崩壊
	橋ノ口谷川	09 - 421 - 2 - 035	土 石 流		中村 (三)	II - 1 - 6495	急傾斜地の崩壊
	中村谷川 1	09 - 421 - 2 - 037	土 石 流		中村 (四)	II - 1 - 6497	急傾斜地の崩壊
	中村谷川 2	09 - 421 - 2 - 038	土 石 流		中村 (五)	II - 1 - 6498	急傾斜地の崩壊
					中村 (六)	II - 1 - 6499	急傾斜地の崩壊
					中村 (六) - 新①	II - 1 - 6499 - 新①	急傾斜地の崩壊
					中村 (七)	II - 1 - 6503	急傾斜地の崩壊

	長 峰 2	Ⅱ - 1 - 6505	急傾斜地の崩壊		小又谷川 2	09 - 423 - 2 - 048	土 石 流
	庭 谷 2	Ⅱ - 1 - 6589	急傾斜地の崩壊		樋 の 元	Ⅰ - 1 - 1276	急傾斜地の崩壊
	神 舞 2	Ⅱ - 1 - 6591	急傾斜地の崩壊		赤 堀	Ⅰ - 1 - 1277	急傾斜地の崩壊
	神 舞 3	Ⅱ - 1 - 6592	急傾斜地の崩壊		槇 の 越	Ⅰ - 1 - 1278	急傾斜地の崩壊
	神舞 4 - 新 ①	Ⅱ - 1 - 6593 - 新①	急傾斜地の崩壊		小 又	Ⅰ - 1 - 1279	急傾斜地の崩壊
	神舞 4 - 新 ②	Ⅱ - 1 - 6593 - 新②	急傾斜地の崩壊		わらびの	Ⅰ - 1 - 1280	急傾斜地の崩壊
	上井野 1	Ⅱ - 1 - 6594	急傾斜地の崩壊		槇の越 1	Ⅱ - 1 - 6842	急傾斜地の崩壊
	上井野 2	Ⅱ - 1 - 6595	急傾斜地の崩壊		上猪の原 1	Ⅱ - 1 - 6865	急傾斜地の崩壊
	小切畑 2	Ⅱ - 1 - 6612	急傾斜地の崩壊		上猪の原 2	Ⅱ - 1 - 6866	急傾斜地の崩壊
	小切畑 3	Ⅱ - 1 - 6613	急傾斜地の崩壊		折 立 1	Ⅱ - 1 - 6867	急傾斜地の崩壊
	熊毛田 3	Ⅱ - 1 - 6614	急傾斜地の崩壊		折 立 2	Ⅱ - 1 - 6868	急傾斜地の崩壊
	神 舞 5	Ⅲ - 1 - 9601	急傾斜地の崩壊		久 保 1	Ⅱ - 1 - 6874	急傾斜地の崩壊
	クサギ畑	Ⅲ - 1 - 9602	急傾斜地の崩壊		久 保 2	Ⅱ - 1 - 6875	急傾斜地の崩壊
美 郷 町	蕨野谷川	09 - 423 - 1 - 035	土 石 流		蕨 野 1	Ⅱ - 1 - 6893	急傾斜地の崩壊
	槇の越谷川 2	09 - 423 - 1 - 036	土 石 流		小 又 1	Ⅱ - 1 - 6894	急傾斜地の崩壊
	赤堀谷川	09 - 423 - 1 - 037	土 石 流		小 又 2	Ⅱ - 1 - 6895	急傾斜地の崩壊
	槇の越谷川 3	09 - 423 - 2 - 038	土 石 流		蕨 野 2	Ⅱ - 1 - 6896	急傾斜地の崩壊
	槇の越谷川 4	09 - 423 - 2 - 039	土 石 流		小 又 3	Ⅱ - 1 - 6897	急傾斜地の崩壊
	槇の越谷川 1	09 - 423 - 2 - 040	土 石 流		小 又 5	Ⅱ - 1 - 6899	急傾斜地の崩壊
	樋の元谷川	09 - 423 - 2 - 041	土 石 流		小 屋 野	Ⅱ - 1 - 6900	急傾斜地の崩壊
	赤木谷川 1	09 - 423 - 2 - 044	土 石 流		蕨 野 3	Ⅱ - 1 - 6901	急傾斜地の崩壊
	赤木谷川 2	09 - 423 - 2 - 045	土 石 流		蕨 野 4	Ⅱ - 1 - 6902	急傾斜地の崩壊
	小 又 谷 川	09 - 423 - 2 - 046	土 石 流		柳の迫谷川	09 - 424 - 1 - 019	土 石 流
	小又谷川 1	09 - 423 - 2 - 047	土 石 流		柳の迫谷川 1	09 - 424 - 1 - 021	土 石 流
					小八重谷川 1	09 - 424 - 1 - 022	土 石 流
					濁漆平川	09 - 424 - 1 - 023	土 石 流

山須原谷川 2	09-424-1-024	土 石 流	下松ノ越 2 -新①	II-1-6933-新①	急傾斜地の崩壊
山須原谷川 1	09-424-1-025	土 石 流	上松ノ越 2	II-1-6935	急傾斜地の崩壊
松の越谷川	09-424-1-026	土 石 流	山須原 1	II-1-6943	急傾斜地の崩壊
松 野 越	09-424-1-027	土 石 流	山須原 1 - 新①	II-1-6943-新①	急傾斜地の崩壊
山瀬谷川	09-424-1-028	土 石 流	小 八 重	II-1-6948	急傾斜地の崩壊
山瀬谷川 1	09-424-1-029	土 石 流	下八峡 2	II-1-6963	急傾斜地の崩壊
山瀬谷川 2	09-424-2-016	土 石 流	下八峡 3	II-1-6964	急傾斜地の崩壊
下八峡谷川 3	09-424-2-021	土 石 流	下八峡 4	II-1-6965	急傾斜地の崩壊
下八峡谷川	09-424-2-022	土 石 流	下八峡 5	II-1-6966	急傾斜地の崩壊
下八峡谷川 1	09-424-2-023	土 石 流	下八峡 6	II-1-6967	急傾斜地の崩壊
上八峡谷川 -新①	09-424-2-025 -新①	土 石 流	下八峡 7	II-1-6968	急傾斜地の崩壊
柳 の 迫	I-1-1290	急傾斜地の崩壊	上八峡 1	II-1-6969	急傾斜地の崩壊
山 須 原	I-1-1293	急傾斜地の崩壊	上八峡 1 - 新①	II-1-6969-新①	急傾斜地の崩壊
下松の越	I-1-1300	急傾斜地の崩壊	上八峡 1 - 新②	II-1-6969-新②	急傾斜地の崩壊
長 崎	I-1-1306	急傾斜地の崩壊	上八峡 1 - 新③	II-1-6969-新③	急傾斜地の崩壊
下八峡 1	I-1-3511	急傾斜地の崩壊	上八峡 1 - 新④	II-1-6969-新④	急傾斜地の崩壊
上小八重	II-1-1291	急傾斜地の崩壊	黒木谷川	09-425-1-019	土 石 流
岩屋谷	II-1-1299	急傾斜地の崩壊	板ヶ原谷川 1	09-425-2-001	土 石 流
山瀬 1	II-1-6922	急傾斜地の崩壊	板ヶ原谷川 2	09-425-2-002	土 石 流
山瀬 2	II-1-6923	急傾斜地の崩壊	飯谷谷川 1	09-425-2-037	土 石 流
山瀬 2 - 新 ①	II-1-6923-新①	急傾斜地の崩壊	アマゴノ原 谷川	09-425-2-051	土 石 流
下松ノ越 1	II-1-6932	急傾斜地の崩壊	石 原	I-1-1341	急傾斜地の崩壊
下松ノ越 2	II-1-6933	急傾斜地の崩壊	石原 - 新①	I-1-1341-新①	急傾斜地の崩壊

飯 谷 1	Ⅱ - 1 - 7039	急傾斜地の崩壊
天子ノ原 1	Ⅱ - 1 - 7041	急傾斜地の崩壊
天子ノ原 3	Ⅱ - 1 - 7043	急傾斜地の崩壊
板ヶ原 1	Ⅱ - 1 - 7044	急傾斜地の崩壊
板ヶ原 2	Ⅱ - 1 - 7045	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 565号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 ( 溪 流 ) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	下出野谷川	10- 203 - 1 - 075	土 石 流
	日 平 沢	10- 426 - 1 - 001	土 石 流
	第二椎畑沢	10- 426 - 1 - 003	土 石 流
	石上中谷川	10- 426 - 1 - 043	土 石 流
	石 上 沢	10- 426 - 2 - 024	土 石 流
	石上沢-新①	10- 426 - 2 - 024 - 新①	土 石 流
	中水流谷川	10- 427 - 1 - 047	土 石 流
	中水流谷川-新①	10- 427 - 1 - 047 - 新①	土 石 流
	音 谷 川	10- 427 - 1 - 048	土 石 流
	カサの谷川	10- 427 - 2 - 052	土 石 流
	鹿 の 谷 川	10- 427 - 2 - 053	土 石 流
	石原谷川	10- 427 - 2 - 054	土 石 流
	小橋北谷川	10- 427 - 2 - 056	土 石 流

小橋南谷川	10- 427 - 2 - 059	土 石 流
原場迫谷川	10- 427 - 2 - 060	土 石 流
原場迫谷川-新①	10- 427 - 2 - 060 - 新①	土 石 流
原場迫谷川-新②	10- 427 - 2 - 060 - 新②	土 石 流
平野谷川	10- 427 - 2 - 062	土 石 流
平野谷川-新①	10- 427 - 2 - 062 - 新①	土 石 流
平野谷川-新②	10- 427 - 2 - 062 - 新②	土 石 流
猪の島谷川-新①	10- 427 - 2 - 063 - 新①	土 石 流
白ヶ谷川	10- 427 - 2 - 064	土 石 流
荒谷沢川	10- 427 - 2 - 065	土 石 流
愛宕第 3	I - 1 - 1434	急傾斜地の崩壊
愛宕第 3 - 新①	I - 1 - 1434 - 新①	急傾斜地の崩壊
小峰第 1	I - 1 - 1521	急傾斜地の崩壊
小峰第 2	I - 1 - 1522	急傾斜地の崩壊
小峰第 3	I - 1 - 1523	急傾斜地の崩壊
小峰第 4	I - 1 - 1524	急傾斜地の崩壊
椎 畑	I - 1 - 1656	急傾斜地の崩壊
椎畑-新①	I - 1 - 1656 - 新①	急傾斜地の崩壊
椎畑-新②	I - 1 - 1656 - 新②	急傾斜地の崩壊
日平第 1	I - 1 - 1657	急傾斜地の崩壊
石 上	I - 1 - 1672	急傾斜地の崩壊
西 脇	I - 1 - 1688	急傾斜地の崩壊
瀬 口	I - 1 - 1740	急傾斜地の崩壊
田 ノ 上	I - 1 - 1745	急傾斜地の崩壊

牧	I - 1 - 1746	急傾斜地の崩壊	片田第 8	II - 1 - 7505	急傾斜地の崩壊
栗 木	I - 1 - 1750	急傾斜地の崩壊	高野第 14	II - 1 - 7605	急傾斜地の崩壊
猪 島	I - 1 - 1751	急傾斜地の崩壊	小峰第 8	II - 1 - 7630	急傾斜地の崩壊
片田第 2	I - 1 - 2184	急傾斜地の崩壊	板上 - 2	II - 1 - 7656	急傾斜地の崩壊
足 久	I - 1 - 2243	急傾斜地の崩壊	板上 - 3	II - 1 - 7657	急傾斜地の崩壊
小峰第 5	I - 1 - 3582	急傾斜地の崩壊	板上 - 3 - 新①	II - 1 - 7657 - 新①	急傾斜地の崩壊
小峰第 6	I - 1 - 3583	急傾斜地の崩壊	板上 - 4	II - 1 - 7658	急傾斜地の崩壊
小峰第 7	I - 1 - 3665	急傾斜地の崩壊	槇峰 - 3	II - 1 - 7673	急傾斜地の崩壊
板上 - 1	I - 1 - 3683	急傾斜地の崩壊	足久 - 1	II - 1 - 7820	急傾斜地の崩壊
板上 - 1 - 新①	I - 1 - 3683 - 新①	急傾斜地の崩壊	足久 - 1 - 新①	II - 1 - 7820 - 新①	急傾斜地の崩壊
白木 - 1	I - 1 - 3697	急傾斜地の崩壊	荒 谷	II - 1 - 7821	急傾斜地の崩壊
白木 - 1 - 新①	I - 1 - 3697 - 新①	急傾斜地の崩壊	瀬口 - 1	II - 1 - 7822	急傾斜地の崩壊
多 良 田	II - 1 - 1690	急傾斜地の崩壊	瀬口 - 2	II - 1 - 7823	急傾斜地の崩壊
多良田 - 新①	II - 1 - 1690 - 新①	急傾斜地の崩壊	瀬口 - 3	II - 1 - 7824	急傾斜地の崩壊
多良田 - 新②	II - 1 - 1690 - 新②	急傾斜地の崩壊	瀬口 - 3 - 新①	II - 1 - 7824 - 新①	急傾斜地の崩壊
多良田 - 新③	II - 1 - 1690 - 新③	急傾斜地の崩壊	白木 - 2	II - 1 - 7825	急傾斜地の崩壊
多良田 - 新④	II - 1 - 1690 - 新④	急傾斜地の崩壊	足久 - 2	II - 1 - 7826	急傾斜地の崩壊
片田第 4	II - 1 - 2186	急傾斜地の崩壊	足久 - 3	II - 1 - 7827	急傾斜地の崩壊
高野第 11	II - 1 - 7452	急傾斜地の崩壊	中村下 - 1	II - 1 - 7828	急傾斜地の崩壊
高野第 12	II - 1 - 7453	急傾斜地の崩壊	石原 - 1	II - 1 - 7829	急傾斜地の崩壊
高野第 13	II - 1 - 7454	急傾斜地の崩壊	中 村	II - 1 - 7830	急傾斜地の崩壊
沖田第 5	II - 1 - 7499	急傾斜地の崩壊	中村下 - 2	II - 1 - 7831	急傾斜地の崩壊
片田第 6	II - 1 - 7503	急傾斜地の崩壊	石原 - 2	II - 1 - 7832	急傾斜地の崩壊
片田第 7	II - 1 - 7504	急傾斜地の崩壊	石原 - 2 - 新①	II - 1 - 7832 - 新①	急傾斜地の崩壊
			平 野	II - 1 - 7833	急傾斜地の崩壊

	平野-新①	Ⅱ-1-7833-新①	急傾斜地の崩壊					
	寺尾ノ下-1	Ⅱ-1-7834	急傾斜地の崩壊			神舞谷川2	09-421-2-016	土 石 流
	糸 手	Ⅱ-1-7835	急傾斜地の崩壊			上井野谷川1	09-421-2-017	土 石 流
	多良田-1	Ⅱ-1-7892	急傾斜地の崩壊			曾 ノ 田	I-1-1160	急傾斜地の崩壊
	多良田-1-新①	Ⅱ-1-7892-新①	急傾斜地の崩壊			西 の 園	I-1-1161	急傾斜地の崩壊
	多良田-2	Ⅱ-1-7893	急傾斜地の崩壊			神 舞	I-1-1162	急傾斜地の崩壊
						丸 尾	I-1-1163	急傾斜地の崩壊
						下 の 内	I-1-1164	急傾斜地の崩壊
						幸 谷	I-1-1165	急傾斜地の崩壊
						小 切 畑	I-1-1166	急傾斜地の崩壊
						梅 ノ 木	I-1-1184	急傾斜地の崩壊
						長 峰	I-1-1187	急傾斜地の崩壊
						枝	I-1-1189	急傾斜地の崩壊
						中村(二)	I-1-1195	急傾斜地の崩壊
						曾の田1	I-1-3445	急傾斜地の崩壊
						曾の田2	I-1-3446	急傾斜地の崩壊
						尾地ヶ谷	I-1-3475	急傾斜地の崩壊
						熊毛田1	I-1-3476	急傾斜地の崩壊
						熊毛田2	I-1-3477	急傾斜地の崩壊
						中 村	Ⅱ-1-1188	急傾斜地の崩壊
						幸 谷 1	Ⅱ-1-6486	急傾斜地の崩壊
						小切畑1	Ⅱ-1-6490	急傾斜地の崩壊
						受 1	Ⅱ-1-6491	急傾斜地の崩壊
						受 2	Ⅱ-1-6492	急傾斜地の崩壊
						中村(三)	Ⅱ-1-6495	急傾斜地の崩壊
						中村(四)	Ⅱ-1-6497	急傾斜地の崩壊
						中村(五)	Ⅱ-1-6498	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 566号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 ( 溪 流 ) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日向市	比 良 1	I-1-3441	急傾斜地の崩壊
	比良1-新①	I-1-3441-新①	急傾斜地の崩壊
	山 下	Ⅱ-1-6407	急傾斜地の崩壊
	山下-新①	Ⅱ-1-6407-新①	急傾斜地の崩壊
	山下-新②	Ⅱ-1-6407-新②	急傾斜地の崩壊
	権現原1-新①	Ⅱ-1-6418-新①	急傾斜地の崩壊
	中ノ別府1	Ⅱ-1-6438	急傾斜地の崩壊
	中ノ別府2	Ⅱ-1-6439	急傾斜地の崩壊
	中ノ別府3	Ⅱ-1-6440	急傾斜地の崩壊
門川町	幸 谷 川	09-421-1-002	土 石 流
	受 谷 川 2	09-421-1-022	土 石 流
	小切畑谷川	09-421-2-004	土 石 流

	中村 (六)	Ⅱ - 1 - 6499	急傾斜地の崩壊		小又谷川 1	09 - 423 - 2 - 047	土 石 流
	中村 (六) -新①	Ⅱ - 1 - 6499 - 新①	急傾斜地の崩壊		小又谷川 2	09 - 423 - 2 - 048	土 石 流
	中村 (七)	Ⅱ - 1 - 6503	急傾斜地の崩壊		樋 の 元	I - 1 - 1276	急傾斜地の崩壊
	長 峰 2	Ⅱ - 1 - 6505	急傾斜地の崩壊		赤 堀	I - 1 - 1277	急傾斜地の崩壊
	庭 谷 2	Ⅱ - 1 - 6589	急傾斜地の崩壊		槇 の 越	I - 1 - 1278	急傾斜地の崩壊
	神 舞 2	Ⅱ - 1 - 6591	急傾斜地の崩壊		小 又	I - 1 - 1279	急傾斜地の崩壊
	神 舞 3	Ⅱ - 1 - 6592	急傾斜地の崩壊		わらびの	I - 1 - 1280	急傾斜地の崩壊
	神舞 4 - 新 ①	Ⅱ - 1 - 6593 - 新①	急傾斜地の崩壊		槇の越 1	Ⅱ - 1 - 6842	急傾斜地の崩壊
	神舞 4 - 新 ②	Ⅱ - 1 - 6593 - 新②	急傾斜地の崩壊		上猪の原 1	Ⅱ - 1 - 6865	急傾斜地の崩壊
	上井野 1	Ⅱ - 1 - 6594	急傾斜地の崩壊		上猪の原 2	Ⅱ - 1 - 6866	急傾斜地の崩壊
	上井野 2	Ⅱ - 1 - 6595	急傾斜地の崩壊		折 立 1	Ⅱ - 1 - 6867	急傾斜地の崩壊
	小切畑 2	Ⅱ - 1 - 6612	急傾斜地の崩壊		折 立 2	Ⅱ - 1 - 6868	急傾斜地の崩壊
	小切畑 3	Ⅱ - 1 - 6613	急傾斜地の崩壊		久 保 1	Ⅱ - 1 - 6874	急傾斜地の崩壊
	熊毛田 3	Ⅱ - 1 - 6614	急傾斜地の崩壊		久 保 2	Ⅱ - 1 - 6875	急傾斜地の崩壊
	神 舞 5	Ⅲ - 1 - 9601	急傾斜地の崩壊		蕨 野 1	Ⅱ - 1 - 6893	急傾斜地の崩壊
	クサギ畑	Ⅲ - 1 - 9602	急傾斜地の崩壊		小 又 1	Ⅱ - 1 - 6894	急傾斜地の崩壊
美郷町	蕨野谷川	09 - 423 - 1 - 035	土 石 流		小 又 2	Ⅱ - 1 - 6895	急傾斜地の崩壊
	槇の越谷川 2	09 - 423 - 1 - 036	土 石 流		蕨 野 2	Ⅱ - 1 - 6896	急傾斜地の崩壊
	槇の越谷川 3	09 - 423 - 2 - 038	土 石 流		小 又 3	Ⅱ - 1 - 6897	急傾斜地の崩壊
	槇の越谷川 4	09 - 423 - 2 - 039	土 石 流		小 又 5	Ⅱ - 1 - 6899	急傾斜地の崩壊
	樋の元谷川	09 - 423 - 2 - 041	土 石 流		蕨 野 3	Ⅱ - 1 - 6901	急傾斜地の崩壊
	赤木谷川 1	09 - 423 - 2 - 044	土 石 流		蕨 野 4	Ⅱ - 1 - 6902	急傾斜地の崩壊
	赤木谷川 2	09 - 423 - 2 - 045	土 石 流		柳の迫谷川	09 - 424 - 1 - 019	土 石 流
	小又谷川	09 - 423 - 2 - 046	土 石 流		柳の迫谷川 1	09 - 424 - 1 - 021	土 石 流
					濁漆平川	09 - 424 - 1 - 023	土 石 流
					松の越谷川	09 - 424 - 1 - 026	土 石 流
					松野越	09 - 424 - 1 - 027	土 石 流

山瀬谷川	09- 424- 1 - 028	土 石 流	下八峡 3	II - 1 - 6964	急傾斜地の崩壊
山瀬谷川 1	09- 424- 1 - 029	土 石 流	下八峡 4	II - 1 - 6965	急傾斜地の崩壊
山瀬谷川 2	09- 424- 2 - 016	土 石 流	下八峡 5	II - 1 - 6966	急傾斜地の崩壊
下八峡谷川 3	09- 424- 2 - 021	土 石 流	下八峡 6	II - 1 - 6967	急傾斜地の崩壊
下八峡谷川	09- 424- 2 - 022	土 石 流	下八峡 7	II - 1 - 6968	急傾斜地の崩壊
下八峡谷川 1	09- 424- 2 - 023	土 石 流	上八峡 1	II - 1 - 6969	急傾斜地の崩壊
上八峡谷川 - 新①	09- 424- 2 - 025 - 新①	土 石 流	上八峡 1 - 新①	II - 1 - 6969 - 新①	急傾斜地の崩壊
柳 の 迫	I - 1 - 1290	急傾斜地の崩壊	上八峡 1 - 新②	II - 1 - 6969 - 新②	急傾斜地の崩壊
山 須 原	I - 1 - 1293	急傾斜地の崩壊	上八峡 1 - 新③	II - 1 - 6969 - 新③	急傾斜地の崩壊
下松の越	I - 1 - 1300	急傾斜地の崩壊	上八峡 1 - 新④	II - 1 - 6969 - 新④	急傾斜地の崩壊
長 崎	I - 1 - 1306	急傾斜地の崩壊	黒木谷川	09- 425- 1 - 019	土 石 流
下八峡 1	I - 1 - 3511	急傾斜地の崩壊	板ヶ原谷川 1	09- 425- 2 - 001	土 石 流
上小八重	II - 1 - 1291	急傾斜地の崩壊	飯谷谷川 1	09- 425- 2 - 037	土 石 流
岩屋谷	II - 1 - 1299	急傾斜地の崩壊	アマゴノ原谷川	09- 425- 2 - 051	土 石 流
山瀬 1	II - 1 - 6922	急傾斜地の崩壊	石 原	I - 1 - 1341	急傾斜地の崩壊
山瀬 2	II - 1 - 6923	急傾斜地の崩壊	石原 - 新①	I - 1 - 1341 - 新①	急傾斜地の崩壊
山瀬 2 - 新①	II - 1 - 6923 - 新①	急傾斜地の崩壊	飯 谷 1	II - 1 - 7039	急傾斜地の崩壊
下松ノ越 1	II - 1 - 6932	急傾斜地の崩壊	天子ノ原 1	II - 1 - 7041	急傾斜地の崩壊
下松ノ越 2	II - 1 - 6933	急傾斜地の崩壊	天子ノ原 3	II - 1 - 7043	急傾斜地の崩壊
上松ノ越 2	II - 1 - 6935	急傾斜地の崩壊	板ヶ原 1	II - 1 - 7044	急傾斜地の崩壊
山須原 1	II - 1 - 6943	急傾斜地の崩壊	板ヶ原 2	II - 1 - 7045	急傾斜地の崩壊
山須原 1 - 新①	II - 1 - 6943 - 新①	急傾斜地の崩壊			
小 八 重	II - 1 - 6948	急傾斜地の崩壊			
下八峡 2	II - 1 - 6963	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

国土調査法 (昭和26年法律第 180号) 第19条第 2 項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
 平成28年8月29日  
 宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
えびの市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成26年1月1日から平成28年2月19日
- 3 地籍調査を行った地域  
えびの市大字上江の一部、大字今西、大字池島の一部
- 4 認証年月日  
平成28年8月16日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、  
 次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
 平成28年8月29日  
 宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
北諸県郡三股町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成26年5月1日から平成28年3月14日
- 3 地籍調査を行った地域  
北諸県郡三股町大字樺山の一部
- 4 認証年月日  
平成28年8月16日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、  
 次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
 平成28年8月29日  
 宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
東諸県郡国富町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成26年6月1日から平成28年2月29日
- 3 地籍調査を行った地域  
東諸県郡国富町大字八代南俣、大字深年の各一部
- 4 認証年月日  
平成28年8月16日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、  
 次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
 平成28年8月29日  
 宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日南市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成25年10月1日から平成28年3月4日
- 3 地籍調査を行った地域  
日南市岩崎、材木町、西町、瀬西、天福、乙姫町、大字平野の一部、大字油津平野の一部、日南市（大字なし）の一部
- 4 認証年月日  
平成28年8月19日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、  
 次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成28年8月29日  
 宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日南市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成25年10月1日から平成28年3月4日
- 3 地籍調査を行った地域  
日南市大字下方の一部
- 4 認証年月日  
平成28年8月19日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、  
 次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
 平成28年8月29日  
 宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日南市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成25年10月1日から平成28年3月4日
- 3 地籍調査を行った地域  
日南市大字宮浦の一部
- 4 認証年月日  
平成28年8月19日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、  
 次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
 平成28年8月29日  
 宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
南那珂森林組合
- 2 地籍調査を行った期間  
平成22年5月1日から平成26年3月10日
- 3 地籍調査を行った地域  
串間市大字崎田の一部
- 4 認証年月日  
平成28年8月19日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、  
 次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
 平成28年8月29日  
 宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
南那珂森林組合
- 2 地籍調査を行った期間  
平成22年5月1日から平成27年3月19日
- 3 地籍調査を行った地域  
串間市大字崎田の一部
- 4 認証年月日  
平成28年8月19日

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、  
 建設業者許可を次のとおり取り消した。  
 平成28年8月29日  
 宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-23)第386号	霧島農園	雑敷 健作	宮崎県都城 市葦原町18 51-8	一般	造園工事業	平成28年7月 27日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年7月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第1381号	(有)矢野塗装店	矢野 嘉実	宮崎県児湯 郡川南町大 字平田2373 -15	一般	塗装工事業、防水工事業	平成28年7月 14日〃	平成28年7月14日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第2722号	(有)奥野建設	奥野 正規	宮崎県宮崎 市日ノ出町 23-2	一般	建築工事業、大工工事業	平成28年7月 29日〃	平成28年7月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第3418号	(株)小川建設	長友 吉隆	宮崎県宮崎 市田代町1 87-4	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成28年7月 7日〃	平成28年7月7日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第4756号	(株)坂本商事	坂本 徹	宮崎県宮崎 市大字新名 爪字谷廻40 90-14	一般	土木工事業、とび・土工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業	平成28年7月 29日〃	平成28年7月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第6655号	(有)拓磨建設	河上 光明	宮崎県日南 市南郷町中 村乙6566	一般	土木工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成28年7月 14日〃	平成28年7月14日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第7798号	黒田鉄工所	黒田 文子	宮崎県宮崎 市村角町東 原3101	一般	鋼構造物工事業	平成28年7月 29日〃	平成28年7月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第8203号	(有)香賀建設	塩田 より子	宮崎県延岡 市川島町13 51-22	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工事業	平成28年7月 28日〃	平成28年7月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第9928号	(有)中原技建	中原 光久	宮崎県都城 市丸谷町5 80-7	一般	土木工事業、とび・土工事業	平成28年7月 15日〃	平成28年7月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第10461号	(有)山本瓦	山本 朋弘	宮崎県西都 市大字三宅 7249-1	一般	屋根工事業	平成28年7月 28日〃	平成28年7月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第11939号	堀内設備工業	堀内 好孝	宮崎県児湯 郡川南町大 字川南135 65-6	一般	管工事業	平成28年7月 7日〃	平成28年7月7日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第12109号	齊藤林業	齊藤 喬	宮崎県児湯 郡高鍋町大 字上江7527 -2	一般	建築工事業、大工工事業	平成28年7月 29日〃	平成28年7月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第12305号	(有)ひむか設備	児玉 祐樹	宮崎県宮崎 市前原町11 -2ジープ -3番館1 階	一般	土木工事業、とび・土工事業	平成28年7月 14日〃	平成28年7月14日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第13137号	(株)リレーショ ンズ	田中 二郎	宮崎県日向 市原町2- 1-14	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	平成28年7月 6日〃	平成28年7月6日 (一部廃業)

## 教育委員会告示

## 宮崎県教育委員会告示第10号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第4条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定有形文化財に指定する。

平成28年8月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定有形文化財	延岡城下図屏風	延岡市天神小路 2 55番地 1 内藤記念館	一般社団法人きよたか美術館
県指定有形文化財	梵鐘「城山の鐘」	延岡市天神小路 2 55番地 1 内藤記念館	延岡市